

福島第二原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について (審査会合における指摘事項の回答)

令和 3 年 3 月
東京電力ホールディングス株式会社

目次

令和3年1月26日の審査会合における指摘事項の回答

No.	指摘事項内容	回答頁
1	【第19条】 第19条（工事の計画及び実施）の廃止措置計画に基づき工事計画をする場合の隣接号炉への影響確認等について、具体的なプロセスを説明すること。	2/25 ご説明
2	【第7条】 第7条（廃止措置保安運営委員会）の審議事項について、具体的な内容を説明すること。	2/25 ご説明
3	【第32条, 第33条】 第32条（放射性廃棄物でない廃棄物の管理）及び第33条（事故由来放射性物質の降下物の影響を受けた設備・機器等の管理）については運用が一体でなされると思うが、全体的なフローを示すこと。また、条文との整合についても説明すること。	2/25 ご説明

令和3年2月25日の審査会合における指摘事項の回答

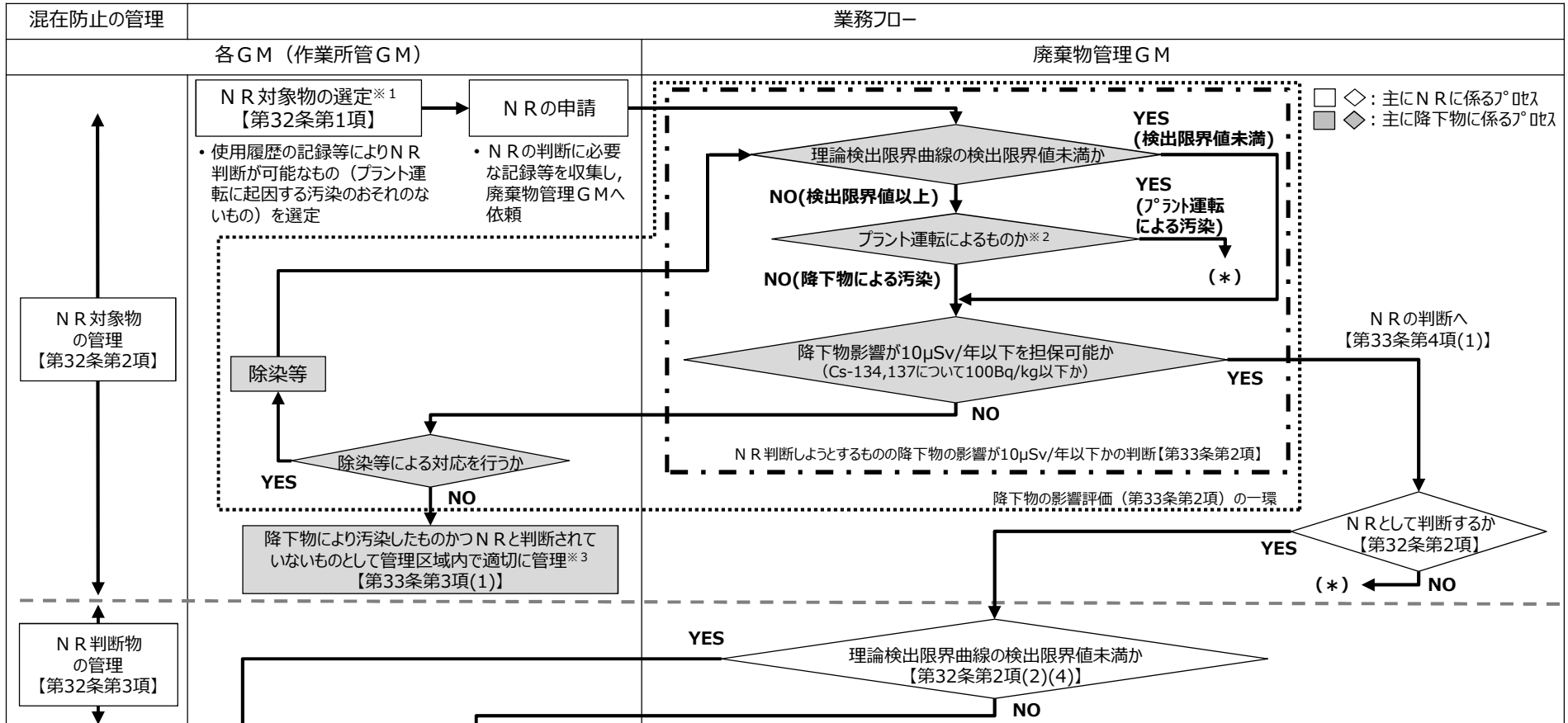
No.	指摘事項内容	回答頁
4	【第33条】 第33条（事故由来放射性物質の降下物の影響を受けた設備・機器等の管理）について、降下物により汚染されたものとして管理区域内で適切に管理された後のプロセスについて整理し、説明すること。また、保安規定条文が過不足なく記載されていることも確認すること。	2～4

審査会合における指摘事項の回答 (No.4) (1 / 2)

指摘事項

第33条（事故由来放射性物質の降下物の影響を受けた設備・機器等の管理）について、降下物により汚染されたものとして管理区域内で適切に管理された後のプロセスについて整理し、説明すること。また、保安規定条文が過不足なく記載されていることも確認すること。

- N Rとしようとする際には、以下のプロセスのとおり降下物の影響について評価する。
- 保安規定の記載については、ガイドライン及びフォールアウト報告書に従い、先行他社の記載も参照した上で規定しており、具体的な運用、手順は社内規程に定める。



□ ◇ : 主にN Rに係るプロセス
■ ◆ : 主に降下物に係るプロセス

※¹ : N R対象物の範囲は、管理区域内において設置された金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等（以下「資材等」という。）及び管理区域内において使用された工具類等。
 ※² : 核種分析により、降下物（Cs-134,137）による汚染か、プラント運転による汚染かを判断する。
 ※³ : 放射能レベルの時間的減衰によるN R判断の再申請が可能。なお、汚染の種類や放射能レベル等が分かるよう識別表示、混在防止措置等の適切な管理を行う。
 ※⁴ : 汚染された資材等について、汚染部位の特定・分離を行った場合には、残った汚染されていない部位はN R判断の再申請が可能。

審査会合における指摘事項の回答 (No.4) (2/2)

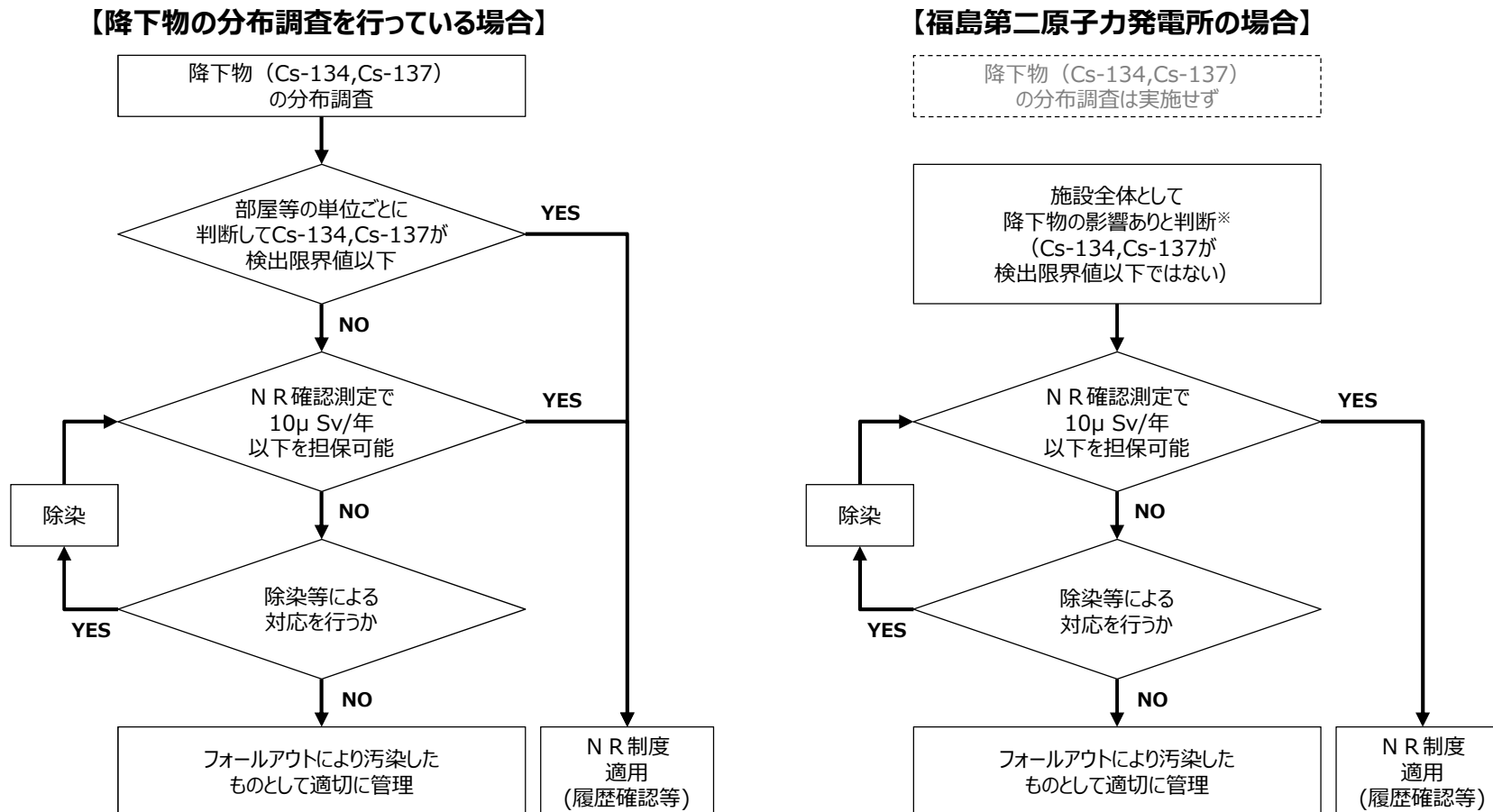
- 管理区域内の設備・機器等であって、降下物の影響が10 μ Sv/年を超えると評価された場合の対象物について、保安規定上、「降下物により汚染されたもの」としていたが、フォールアウト報告書に基づき、降下物の影響評価を行った後にNRの判断を行うことから、対象物の位置付けを「降下物により汚染されたもの、かつ第32条に基づき放射性廃棄物でない廃棄物と判断されていないもの」と明確化し、以下のとおり第33条第3項(1)の当該箇所を修正する。
- なお、降下物の分布調査については改めて実施するものではなく、過去に施設全体として降下物の影響ありと判断している※ことから、現行保安規定の考えを踏襲し、規定しない。

補正前	補正後
<p>(事故由来放射性物質の降下物の影響を受けた設備・機器等の管理) 第33条</p> <p>(中略)</p> <p>3. 各GMは、第2項の評価の結果、降下物の影響が年間10マイクロシーベルト※²を超えると評価された場合は、以下に定める事項を実施する。</p> <p>(1) 管理区域内の設備・機器等は、降下物により汚染されたものとして管理区域内で適切に管理する。</p> <p>(2) 管理区域外の設備・機器等は、降下物により汚染されたものとして発電所内で適切に管理する。 (以下略)</p>	<p>(事故由来放射性物質の降下物の影響を受けた設備・機器等の管理) 第33条</p> <p>(中略)</p> <p>3. 各GMは、第2項の評価の結果、降下物の影響が年間10マイクロシーベルト※²を超えると評価された場合は、以下に定める事項を実施する。</p> <p>(1) 管理区域内の設備・機器等は、降下物により汚染されたもの、<u>かつ第32条に基づき放射性廃棄物でない廃棄物と判断されていないもの</u>として管理区域内で適切に管理する。</p> <p>(2) 管理区域外の設備・機器等は、降下物により汚染されたものとして発電所内で適切に管理する。 (以下略)</p>

※：「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴うフォールアウトの影響の有無を判断する測定方法の検討」(JNES-RE-2012-0014, 平成24年7月 独立行政法人原子力安全基盤機構)におけるフォールアウトの影響が予想される場合(施設分類1)のうち「測定を行わず施設全体として影響ありと判断」に該当するものとして、サンプル測定をせずにフォールアウトの影響がある施設として取り扱っている。

【参考】降下物の分布調査の有無による降下物の影響確認フローについて

- 降下物の分布調査を行っている場合と福島第二原子力発電所の場合における降下物の影響確認フローは下図のとおり（フォールアウト報告書から引用しており、先のフローとは一部表現が異なる）。
- 福島第二原子力発電所においては、過去に施設全体として降下物の影響ありと判断※しており、降下物の影響評価を漏れなく行うこととしている。



※：「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴うフォールアウトの影響の有無を判断する測定方法の検討」（JNES-RE-2012-0014，平成24年7月 独立行政法人原子力安全基盤機構）におけるフォールアウトの影響が予想される場合（施設分類1）のうち「測定を行わず施設全体として影響ありと判断」に該当するものとして、サンプル測定をせずにフォールアウトの影響がある施設として取り扱っている。